

違法駐車の問題
 違法駐車によって、慢性的な交通渋滞の誘発や駐車車両が死角となって歩行者や自転車の発見が遅れ交通事故の原因となるほか、緊急時における救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げになるなど、違法駐車は一人ひとりの生活に著しい弊害をもたらしています。

違法駐車取締り
 警察では、重点的に取締りを行う場所や区間を「駐車監視員活動ガイドライン」として定め、警察官や駐車監視員において、放置車両となる運転者が車両を離れて直ちに運転できない状態を確認し、放置車両確認標章の取付けにより、運転者や使用者の責任追及を行っています。







令和元年(平成31年)中の駐車監視員活動ガイドライン内における放置車両確認標章取付状況

| 区 域 | 取付状況 |
|---|------|
| J R広島駅北口地区（上大須賀町，若草町，光町1・2丁目，光が丘，二葉の里1～3丁目）及びその周辺 | 310件 |
| 愛宕地区（愛宕町，東蟹屋町，山根町，尾長町，尾長西1・2丁目，尾長東1～3丁目，曙1～5丁目，東山町），温品地区（温品1丁目，中山東2丁目）及びその周辺 | 82件 |
| 牛田地区（牛田旭1・2丁目）及びその周辺 | 78件 |
| 矢賀・府中地区（矢賀1～6丁目，矢賀新町1～5丁目，府中町大須1～4丁目，府中町鶴江1・2丁目，府中町本町1～5丁目，府中町大通1～3丁目，府中町茂陰1・2丁目）及びその周辺 | 32件 |

注1：平成31年1月1日から令和元年12月31日までの取付状況を表示しています。
 注2：駐車監視員活動ガイドライン区域及びその周辺の取付状況となります。
 注3：放置車両の確認の対象となる車両は、自動車（含む自動二輪車）及び原動機付自転車となります。

放置駐車違反について

-  **短時間でも駐車違反になるので注意が必要です**
 放置駐車とは「車両を離れて直ちに運転できない状態のこと」です。
 短時間でも駐車違反になるので、道路に駐車することなく駐車場などを利用しましょう。
-  **歩道にバイクは駐輪できません**
 原付バイクや二輪車でも、歩道に駐輪すると駐車違反になります。
 バイク専用の駐輪施設などを利用しましょう。
-  **使用者の責任が追及される**
 使用者の方は、自分名義の車両を他者に貸す場合には注意が必要です。
 放置駐車違反があった場合に、運転者（車両を借りた人など）が出頭しないときは、車両の使用者に対して『放置違反金の納付命令』が命じられます。
-  **車両の使用が制限される**
 同じ車両が納付命令を繰り返し受けると、一定期間の間、車両の使用が禁止されます。